

橋本市告示第 160 号

橋本市掲示板設置改修費補助金交付要綱の一部を改正する告示を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 9 月 19 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市掲示板設置改修費補助金交付要綱の一部を改正する告示

橋本市掲示板設置改修費補助金交付要綱(平成 20 年告示第 101 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(交付の申請) 第 5 条 対象区は、補助金の交付を申請しようとするときは、橋本市掲示板設置改修費補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 設置改修する掲示板の<u>仕様書</u> (3)・(4) 略</p>	<p>(交付の申請) 第 5 条 対象区は、補助金の交付を申請しようとするときは、橋本市掲示板設置改修費補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 設置改修する掲示板の<u>見取図</u> (3)・(4) 略</p>

様式第 1 号中「設置改修する掲示板の見取図」を「設置改修する掲示板の仕様書」に改める。

附 則

この告示は、令 7 年 9 月 19 日から施行する。